



2019年5月17日

各 位

会 社 名 株式会社フーマイスターエレクトロニクス
代表者名 代表取締役社長 武石 健次
(コード番号：3165)
問 合 せ 先 取締役管理本部長 藤田 和弘
(TEL：03-3254-5361)

株式の併合、単元株式数の定め、廃止及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2019年5月17日開催の取締役会において、下記のとおり、株式の併合、単元株式数の定め、廃止及び定款一部変更について、2019年6月18日開催予定の当社の臨時株主総会（以下「本臨時株主総会」といいます。）に付議する旨の決議をいたしましたので、お知らせいたします。

なお、当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）は、上記手続の過程において、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、2019年6月18日から2019年7月9日まで整理銘柄に指定された後、2019年7月10日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQ市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

I 株式の併合について

1. 株式併合の目的及び理由

2019年2月13日付当社プレスリリース「MBOの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下「意見表明プレスリリース」といいます。）においてお知らせいたしましたとおり、株式会社TMK（以下「公開買付者」といいます。）は、2019年2月13日に、当社株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式並びに武石健次氏、武石富江氏、武石将樹氏及び武石智樹氏（以下、武石健次氏、武石富江氏、武石将樹氏及び武石智樹氏を総称して「不応募株主」といいます。）が所有する当社株式を除きます。）を取得することにより、当社株式を非公開化するための、当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）を含む一連の取引（以下「本取引」といいます。）を実施することを決定しております。

そして、2019年4月11日付当社プレスリリース「株式会社TMKによる当社株式に対する公開買付けの結果並びに親会社及びその他の関係会社の異動に関するお知らせ」においてお知らせいたしましたとおり、公開買付者は、2019年2月14日から

2019年4月10日まで本公開買付けを行い、その結果、2019年4月17日（本公開買付けの決済の開始日）をもって、当社株式 1,415,976 株（所有割合（注）：57.53%）を保有するに至りました。

（注）「所有割合」とは、当社が2019年5月14日に公表した令和元年9月期第2四半期決算短信〔日本基準〕（連結）（以下「当社四半期決算短信」といいます。）に記載された2019年3月31日現在の当社の発行済株式総数（2,529,100株）から、同日現在当社が所有する自己株式数（67,740株）を除いた株式数（2,461,360株）に対する割合をいい、小数点以下第三位を四捨五入しております。以下同じです。

当社は、意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、当社を取り巻く事業環境の下、当社グループにおいては、基幹事業である電子部品関連事業において、電子部品専門商社としての基本機能のみならず、専門知識に裏打ちされた独自の技術サポートや仕入先の多様化を通じたサプライチェーンに関するソリューションの積極的な提案等の高付加価値なサービスを提供できるよう、事業構造を再構築することに加え、当社グループの中長期的な成長を牽引していく新たな事業領域への進出・拡大を進めることが重要な経営課題となっております。

このような中で、武石健次氏及び武石将樹氏（以下、両氏を総称して「経営株主」といいます。）としては、厳しさが増す事業環境の中で、安定的かつ継続的に当社グループの企業価値を向上させるためには、業績回復に向けた抜本的な施策が必要と考えているとのことです。具体的には、経営株主は、当社において、（i）共同したマイノリティ出資等を通じた主要取引先との協業体制の強化、（ii）電子部品関連の新規事業領域の拡大及び（iii）プロジェクター用LED光源事業への進出といった施策等を実施することについて、2018年1月から検討を行っているとのことです。

そして、当社は、2018年11月2日に、公開買付者から本取引の実現可能性を検討したい旨の説明を受けるとともに本取引に関する提案書を受領したことを受け、本提案書において示された本取引の実行に関する提案について検討するにあたり、本公開買付けにおける当社株式に係る買付け等の価格（以下「本公開買付価格」といいます。）の公正性その他本公開買付けを含む本取引の公正性を担保すべく、ファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として株式会社三菱UFJ銀行（以下「三菱UFJ銀行」といいます。）コーポレート情報営業部財務開発室（以下「三菱UFJ銀行財務開発室」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとしてTMI総合法律事務所を選任するとともに、本取引の提案を検討するための第三者委員会を設置し、その後、三菱UFJ銀行財務開発室及びTMI総合法律事務所の助言を受けながら、公開買付者との間で、本取引の実行の是非について、複数回にわたって、協議・交渉を重ね、当社の取締役会は、2019年2月12日に三菱UFJ銀行財務開発室から取得した当社株式の株式価値算定書（以下「当社株式価値算定書」といいます。）、TMI総合法律事務所から得た法的助

言、2019年2月12日に第三者委員会から提出を受けた答申書その他の関連資料等を踏まえ、本取引に関する諸条件について、慎重に協議・検討を行いました。

その上で、当社は、本取引の実行の是非について、当社グループを取り巻く事業環境や経営課題に鑑みれば、安定的かつ継続的に当社グループの企業価値を向上させるためには、業績回復に向けた抜本的な施策が必要であり、(ア) (a) 既存の主要取引先に注力した「キーマカウント戦略」や主要取引先との協業体制の構築等を推進し、主要取引先との共同マイノリティ出資等の主要取引先との関係性をさらに強化することを目的とした施策を講じていくことや、(b) 今後厳しさを増していく電子部品専門商社としての既存事業の展開のみならず、M&Aや出資等を通じて、スピード感をもって、利益率が高く、かつ、電子部品専門商社として蓄積した電子部品への顧客ニーズ等に関する知見を活かすことが可能な電子部品関連事業に関連する新規事業領域への進出を図るとともに、既に進出に向けて準備を進めているプロジェクター用LED光源事業についてもこれまで以上のスピード感をもって事業化及び量産を達成していくことが、極めて重要であると考えられるものの、(イ) (a) 共同したマイノリティ出資等を通じた主要取引先との協業体制の強化に関しては第三者に対する共同マイノリティ出資等を行った場合にも所期の通り研究開発が成功するか否かが、電子部品関連の新規事業領域の拡大については新規事業分野の適切な選別及び立ち上げを計画通りに実行できるか否かが、プロジェクター用LED光源事業への進出についてはプロジェクター用光源としてLED光源が製品化され、プロジェクターメーカーに採用されるか否かが、いずれも不明確であること、(b) このような各施策の実施にあたっては一定の費用支出が先行するところ、当社の近年の損益状況に鑑みればかかる費用の支出により最終損益がマイナスとなる可能性も十分に考えられ、また、当社グループの事業規模や当社グループを取り巻く事業環境に鑑みれば、万が一、そのような状況に陥った場合に業績を回復させることは容易ではなく、これらの抜本的な施策が、上場会社の施策としては資本市場から必ずしも十分な評価が得られない可能性があり、その場合には、当社の株価の下落を招き、当社の少数株主の皆様のご期待に沿えないおそれがあること、(c) 2016年9月期及び2017年9月期の二期連続で減収かつ営業損失を計上し、また、2018年9月期は営業損失の計上には至らなかったものの依然として減収が継続している状況である当社の財務状況、当社を取り巻く事業環境等に鑑みると、当社の株主に対する過大な希釈化等の影響を与えることなく、資本市場を通じて相当な規模の資金調達をすることは容易ではない一方で、昨今の低金利環境等に鑑みれば、金融機関からの借入等により上記諸施策に必要な資金需要には十分に対応可能と考えられること、(d) このような施策の実行を含め、当社が急速に変化する事業環境や激化する競争に勝ち抜くためには、短期的な業績に左右されることなく、当社グループの経営陣及び従業員が一丸となって経営に取り組むことが可能な枠組みの中で、迅速かつ柔軟な経営判断や機動的な経営資源配分を実現できる経営体制の構築が必要不可欠であることから、当社としても、本取引を実

行し、市場株価に一定のプレミアムを付した価格を対価として、当社を非公開化することが当社グループの企業価値向上に資する最善の策であるとの結論に至りました。

また、本公開買付価格は、(i) 当社株式価値算定書に基づく算定結果のうち、市場株価分析による算定結果の範囲を上回っており、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー分析（以下「DCF分析」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内にあること、(ii) 本公開買付けの公表日の前営業日である2019年2月12日の当社株式の東京証券取引所JASDAQ市場における終値820円に対して43.90%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、株価に対するプレミアムの数値（%）において同様とします。））、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値823円（小数点以下を四捨五入。以下、終値単純平均値の計算において同様とします。）に対して43.38%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値822円に対して43.55%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値882円に対して33.79%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であって、いわゆるMBOの一環として行われた同種他社事例における平均的なプレミアム水準に比して同水準のプレミアムが付された価格であるといえること、(iii) 下記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められることを踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

以上より、当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をいたしました。

その後、上記のとおり、本公開買付けが成立いたしました。公開買付者は、本公開買付けにより当社株式の全て（ただし、公開買付者が所有する当社株式、当社が所有する自己株式並びに不応募株主が所有する当社株式を除きます。）を取得することができなかつたことから、当社は、公開買付者の要請を受け、意見表明プレスリリースにおいてお知らせいたしましたとおり、2019年5月17日開催の取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者及び不応募株主のみとし、当社株式を非公開化するために、当社株式60,000株を1株に併合すること（以下「本株式併合」といいます。）を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、本株式併合により、公開買付者及び不応募株主以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

2. 株式併合の要旨

(1) 株式併合の日程

① 臨時株主総会基準日公告日	2019年4月22日(月)
② 臨時株主総会基準日	2019年5月7日(火)
③ 取締役会決議日	2019年5月17日(金)
④ 臨時株主総会開催日	2019年6月18日(火)(予定)
⑤ 整理銘柄指定日	2019年6月18日(火)(予定)
⑥ 最終売買日	2019年7月9日(火)(予定)
⑦ 上場廃止日	2019年7月10日(水)(予定)
⑧ 本株式併合の効力発生日	2019年7月16日(火)(予定)

(2) 株式併合の内容

① 併合する株式の種類

普通株式

② 併合比率

2019年7月16日(予定)をもって、2019年7月15日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様のご所有する当社株式60,000株を1株に併合いたします。

③ 減少する発行済株式総数

2,461,319株

④ 効力発生前における発行済株式総数

2,461,360株

(注) 効力発生前における発行済株式総数は、当社四半期決算短信に記載された2019年3月31日現在の当社の発行済株式総数(2,529,100株)から、当社が2019年5月17日開催の取締役会において決議した、2019年7月15日付で消却する予定の2019年3月31日現在当社が所有する自己株式数(67,740株)を除いた株式数です。

⑤ 効力発生後における発行済株式総数

41株

⑥ 効力発生日における発行可能株式総数

164株

⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本株式併合により、公開買付者及び不応募株主以外の株主の皆様が保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。

本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（合計数に1株に満たない端数がある場合にあつては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様へ交付します。当該売却について、当社は、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却し、又は会社法第235条第2項の準用する同法第234条第4項の規定に基づき、裁判所の許可を得て当社が買い取ることを予定しております。

この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合は、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,180円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様へ交付できるような価格に設定する予定です。

3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等

(1) 端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠及び理由

① 親会社等がある場合に親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項

公開買付者及び当社は、本取引がマネジメント・バイアウト（MBO）の一環として行われるものであり、構造的な利益相反の問題が存在すること等を踏まえ、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付け及び本株式併合を含む本取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除及び利益相反の回避の観点から、本公開買付け及び本株式併合を含む本取引の公正性を担保するため、下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の各措置を実施いたしました。

② 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項

本株式併合においては、上記「2. 株式併合の要旨」の「(2) 株式併合の内容」の「⑦ 1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額」に記載のとおり、株主の皆様が所有する当社株式の数に本公開買付価格と同額である1,180円を乗じた額を、株主の皆様へ交付することを予定しております。

本公開買付価格につきましては、意見表明プレスリリースに記載のとおり、

(i) 2019年2月12日に三菱UFJ銀行財務開発室から取得した当社株式価値算定書に基づく算定結果のうち、市場株価分析による算定結果の範囲を上回っており、DCF分析に基づく算定結果のレンジの範囲内にあること、(ii) 本公開買付けの公表日の前営業日である2019年2月12日の当社株式の東京証券取引所JASDAQ市場における終値820円に対して43.90%、同日までの直近1ヶ月間の終値単純平均値823円に対して43.38%、同日までの直近3ヶ月間の終値単純平均値822円に対して43.55%、同日までの直近6ヶ月間の終値単純平均値882円に対して33.79%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であって、いわゆるMBOの一環として行われた同種他社事例における平均的なプレミアム水準に比して同水準のプレミアムが付された価格であるといえること、(iii) 下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られており、少数株主の利益への配慮がなされていると認められることを踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断いたしました。

また、当社は、2019年2月13日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議をした後、2019年5月17日に至るまでの当社の業績(2019年5月13日付当社プレスリリース「業績予想の修正に関するお知らせ」に記載の内容を含みます。)を踏まえ、本取引に関する諸条件について改めて慎重に検討した結果、2019年5月17日開催の取締役会において、本取引に関する判断を変更する要因はないことを確認しております。

以上より、当社は、端数処理により株主の皆様へ交付することが見込まれる金銭の額については、相当であると判断しております。

③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象

(i) 本公開買付け

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、公開買付者は、2019年2月14日から2019年4月10日まで当社株式に対する本公開買付けを行い、その結果、公開買付者は、2019年4月17日(本公開買付けの決済の開始日)をもって、当社株式1,415,976株を保有するに至りました。

(ii) 自己株式の消却

当社は、2019年5月17日開催の取締役会において、2019年7月15日付で当社の自己株式67,740株(2019年3月31日現在の当社の自己株式の全部)を消却

することを決議いたしました。なお、当該自己株式の消却は、本臨時株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件としており、消却後の当社の発行済株式総数は、2,461,360株となります。

(2) 上場廃止となる見込み

① 上場廃止

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、当社は、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、本株式併合を実施し、当社の株主を公開買付者及び不応募株主のみとする予定です。その結果、当社株式は、東京証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる予定です。

日程といたしましては、2019年6月18日から2019年7月9日まで整理銘柄に指定された後、2019年7月10日に上場廃止となる見込みです。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所JASDAQ市場において取引することはできません。

② 上場廃止を目的とする理由

上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、本取引により当社を非公開化することが当社グループの企業価値向上に資する最善の策であると判断したためであります。

③ 少数株主への影響及びそれに対する考え方

下記「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における第三者委員会の設置」に記載のとおり、当社は、2019年2月12日付で、第三者委員会より、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではないと考えられる旨を内容とする答申書を入手しております。

(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置

① 当社における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付けに関する意見表明を行うにあたり、意思決定の過程における公正性を担保するために、公開買付者及び当社から独立した第三者算定機関としてのファイナンシャル・アドバイザーである三菱UFJ銀行財務開発室に当社株式の価値の算定を依頼し、2019年2月12日付で当社株式価値算定書を取得いたしました。なお、法人としての三菱UFJ銀行は、当社の株主たる地位を有しているほか、当社に対して融資（2018年9月30日現在における借入額：6,405百万円）を行っており、かつ公開買付者に

対して融資を行うことが予定されており、法人としての三菱UFJ銀行は当社及び公開買付者と重要な利害関係を有しているとされているものの（東京証券取引所が作成する会社情報適時開示ガイドブックにおいて、算定機関又はその関係会社から当事会社が投融資を受けている場合には、重要な利害関係を有するものとされています。）、同行は、銀行法第13条の3の2第1項及び銀行法施行規則第14条の11の3の3等の適用法令に従った法的義務として、行内における情報隔壁措置等、適切な利益相反管理体制を構築し、かつ、実施しており、ファイナンシャル・アドバイザーとしての三菱UFJ銀行財務開発室は、出資及び貸付を行う同行の別部署とは独立した立場から、当社株式の株式価値の分析を行うことができる体制を構築しているものと考えられるので、当社は、当社株式の株式価値の分析にあたっては、三菱UFJ銀行において適切な弊害防止措置が講じられているものと判断し、三菱UFJ銀行財務開発室による過去の同種事案の第三者算定機関としての実績等を踏まえ、三菱UFJ銀行財務開発室を当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関に選定いたしました。

三菱UFJ銀行財務開発室は、複数の株式価値分析手法の中から当社株式の株式価値の分析にあたって採用すべき分析手法を検討の上、当社が継続企業であるとの前提の下、当社株式の価値について多面的に評価することが適切であるとの考えに基づき、当社株式に市場株価が存在することから市場株価分析を、当社の将来の事業活動の状況を評価に適切に反映するためにDCF分析をそれぞれ用いて、当社株式の株式価値を算定しております。なお、三菱UFJ銀行財務開発室は、当社が継続企業としてその事業を継続していくことを企図していることから、当社株式の価値評価の分析手法として、純資産法は採用しておりません。また、当社は三菱UFJ銀行財務開発室から本公開買付価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

上記各手法に基づき分析した当社株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価分析 : 819 円から 885 円
DCF分析 : 853 円から 1,230 円

市場株価分析では、2019年2月8日を基準日として、東京証券取引所JASDAQ市場における当社株式の基準日の直近取引成立日である2019年2月1日の終値819円、直近1ヶ月間の終値単純平均値819円、直近3ヶ月間の終値単純平均値823円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値885円を基に、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を819円から885円までと分析しました。

DCF分析では、当社が作成した2019年9月期から2021年9月期までの事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれる2019年9月期第2四半期以降のフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の1株当たりの株式価値の範囲を853円から1,230円までと分析しております。なお、割引率は3.25%から3.75%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法を採用し、永久成長率を0%として算定しております。

三菱UFJ銀行財務開発室がDCF分析の前提とした当社の事業計画に基づく財務予測は以下のとおりです。なお、当該財務予測においては大幅な増減益を見込んでいる事業年度が含まれております。具体的には、電子部品関連事業における2018年9月期のスマートフォンの製品サイクル等に起因する受注減少から一定の回復が見込まれることや新規商材の獲得等により2019年9月期において、2018年9月期から営業利益について大幅な増益を見込んでおります。また、2021年9月期におけるフリー・キャッシュ・フローは、同事業年度における売上高の増加に伴い運転資本が増加するため一時的にマイナスに転じておりますが、その後は売上高に変動を見込んでいないため、翌事業年度以降においては、運転資本の増減も発生せず、フリー・キャッシュ・フローはプラスとなります(2022年9月期のフリー・キャッシュ・フローは312百万円を見込んでおります。)。なお、本取引の実行により実現することが期待される各種施策の効果につきましては、現時点において収益に与える影響を具体的に見積もることは困難であるため反映しておりません。

(単位：百万円)

	2019年 9月期 (9ヶ月)	2020年 9月期	2021年 9月期
売上高	35,122	43,568	45,591
営業利益	77	186	224
EBITDA	168	367	405
フリー・キャッシュ・フロー	518	680	△40

② 当社における独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会の意思決定過程における透明性及び合理性を確保するため、公開買付者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーであるTMI総合法律事務所を選任し、同法律事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する当社の取締役会の意思決定の方法、過程、その他の留意点について、必要な法的助言を受けました。なお、TMI総合法律事務所は、

公開買付け及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して記載すべき重要な利害関係を有しておりません。

③ 当社における第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けがMBOの一環として行われるものであり、当社における本取引の検討において構造的な利益相反状態が生じ得ること等に鑑み、2019年1月11日、当社の取締役会において本取引の是非を審議及び決議するに先立って、本取引に係る当社の意思決定に慎重を期し、当社の取締役会の意思決定における恣意性及び利益相反のおそれを排除し、その公正性を担保するとともに、当社の取締役会において本取引を行う旨の決定をすることが当社の少数株主にとって不利益なものか否かを確認することを目的として、法律・会計に精通し、M&A等についての経験も豊富な専門家の意見を仰ぐこととし、公開買付け及び当社から独立した外部の有識者である熊谷均氏（トラスティーズFAS株式会社代表取締役・公認会計士）、太田大三氏（丸の内総合法律事務所パートナー弁護士・弁理士）及び手島厚氏（阪本・手島・北村法律会計事務所パートナー弁護士・公認会計士）の3名によって構成される第三者委員会（以下「本第三者委員会」といいます。）を設置いたしました。そして、当社は、当社が本公開買付けを含む本取引について検討するにあたって、2019年1月11日、本第三者委員会に対し、(a) 本取引の目的の正当性、(b) 本取引に係る交渉過程の手続の公正性、(c) 本取引により当社の少数株主に交付される対価の妥当性、及び(d) 上記(a)乃至(c)その他の事項を前提に、本取引が当社の少数株主にとって不利益であるか否か（以下、総称して「本諮問事項」といいます。）について諮問し、これらの点についての答申書を当社に提出することを委嘱いたしました。

本第三者委員会は、2019年1月11日より2019年2月7日まで合計5回開催され、本諮問事項について、慎重に検討及び協議を行いました。具体的には、(i) 当社から、当社事業の沿革、当社の株主の状況、現在の経営課題、並びに公開買付けの提案内容及び交渉経緯等について説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、(ii) 公開買付けから、本取引の目的・意義、本取引実行後の経営方針、従業員の取扱い等の具体的内容について聴取し、さらに(iii) 三菱UFJ銀行財務開発室より当社株式の価値評価について説明を受け、これらの点について質疑応答を行いました。

本第三者委員会は、このような経緯の下で、本諮問事項について慎重に協議及び検討した結果、2019年2月12日に、当社の取締役会に対し、委員全員の一致で、大要、(a) 本公開買付けを含む本取引の意義及び目的には、いずれも不合理な点はなく、合理的な検討の結果と認められることから、本取引は当社グループの企業価値向上を目的として行われるものといえ、本取引の目的は正当であり、(b) 本公開

買付けを含む本取引に係る交渉過程の手続は公正であり、(c) 本公開買付けを含む本取引により当社の少数株主に交付される対価は妥当であるといえ、(d) 上記 (a) 乃至 (c) その他の事項を踏まえると、本取引は当社の少数株主にとって不利益ではない旨を内容とする答申書を提出しました。答申書の詳細につきましては、意見表明プレスリリースをご参照ください。

④ 当社における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役全員の異議がない旨の意見

当社は、上記「1. 株式併合の目的及び理由」に記載のとおり、2019年2月13日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同する旨の意見を表明するとともに、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議いたしました。

なお、上記取締役会においては、当社の取締役6名のうち、武石健次氏、武石博氏及び武石将樹氏を除く取締役全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により上記決議を行いました。武石健次氏及び武石将樹氏は、本取引がいわゆるMBOに該当し、本取引後も継続して当社の経営にあたることを予定していることから、また、武石博氏は、その親族にあたることから、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関して公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

なお、上記取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、上記決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

さらに、当社は、2019年5月17日開催の取締役会において、本臨時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、当社の株主を公開買付者及び不応募株主のみとし、当社株式を非公開化するために、本株式併合を本臨時株主総会に付議することを決議いたしました。

なお、上記取締役会においては、当社の取締役6名のうち、武石健次氏、武石博氏及び武石将樹氏を除く取締役全員が審議及び決議に参加し、決議に参加した取締役の全員一致により上記決議を行いました。武石健次氏及び武石将樹氏は、本取引がいわゆるMBOに該当し、本取引後も継続して当社の経営にあたることを予定していることから、また、武石博氏は、その親族にあたることから、利益相反の疑いを回避する観点から、上記取締役会における審議及び決議には一切参加しておらず、また、当社の立場において、本取引に関して公開買付者との協議及び交渉にも一切参加しておりません。

なお、上記取締役会には、当社の監査役3名全員が出席し、上記決議を行うこと

について異議がない旨の意見を述べております。

⑤ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、39営業日としております。

このように公開買付期間を比較的長期間に設定することにより、当社の株主の皆様様に本公開買付けに対する応募につき適切な判断機会を提供するとともに、他の買付者による買付けの機会を確保したとのことです。

また、公開買付者と当社は、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触等を行うことを制限するような内容の合意は一切行っておらず、上記公開買付期間の設定とあわせ、対抗的な買付け等の機会を確保することにより、本公開買付けの適正性を担保するよう配慮しております。

4. 今後の見通し

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(2) 上場廃止となる見込み」の「① 上場廃止」に記載のとおり、本株式併合の実施に伴い、当社株式は上場廃止となる予定です。

当社の代表取締役社長である武石健次氏及び当社の取締役副社長である武石将樹氏は、本株式併合後も引き続き当社の経営にあたる予定とのことです。また、公開買付者は、本株式併合後に当社の経営体制を変更することは予定していないとのことです。その詳細については、本株式併合後、当社と協議しながら決定していく予定とのことです。

5. 支配株主との取引等に関する事項

本日現在、公開買付者は当社の親会社に該当するため、本株式併合に係る取引は、支配株主との取引等に該当いたしません。

(1) 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針との適合状況

当社の2018年12月28日付コーポレート・ガバナンス報告書において「I 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」に、一般的な取引条件と同様、事前に法令や社内規程等に則り検討し、取引条件等の決定が、恣意的に行われる事がないよう、取締役会において審議を得た上で決定する方針を掲げておりますが、本取引における当該指針への適合状況は、以下のとおりです。

当社は、上記「3. 株式の併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」に記載のとおり、その公正性を担保し、利益相反を回避するための措置を講じており、かかる対応は、上記指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」をご参照ください。

(3) 少数株主にとって不利益ではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、2019年2月12日付で、本第三者委員会より、本取引は当社の少数株主にとって不利益なものではないと考えられる旨を内容とする本答申書を入手しております。詳細は、上記「3. 株式併合に係る端数処理により株主に交付することが見込まれる金銭の額の根拠等」の「(3) 本取引の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置」の「③ 当社における第三者委員会の設置」をご参照ください。

II. 単元株式数の定めの廃止について

1. 廃止の理由

本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は41株となり、単元株式数を定める必要がなくなるためです。

2. 廃止予定日

2019年7月16日(火)

3. 廃止の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案及び単元株式数の定めの廃止に係る定款一部変更に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

III. 定款一部変更について

1. 定款変更の目的

(1) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は164株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生

することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
 (2) 本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は41株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株主の権利制限）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線部は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,000,000株</u> とする。 (略)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>164</u> 株とする。 (略)
(単元株式数) 第8条 当社の1単元の株式数は、 <u>100株</u> とする。	(削除)
(単元未満株主の権利制限) 第9条 当社の単元未満株主は、以下に掲 <u>げる権利以外の権利を行使すること</u> <u>ができない。</u> ① <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> ② <u>取得請求権付株式の取得を請求する権</u> <u>利</u> ③ <u>株主の有する株式数に応じて募集株式</u> <u>の割当及び募集新株予約権の割当を受</u> <u>ける権利</u>	(削除)
第10条～第47条 (略)	第8条～第45条 (略)

3. 定款変更の日程

2019年7月16日（火）（予定）

4. 定款変更の条件

本臨時株主総会において、本株式併合に係る議案が原案どおり承認可決され、本株式併合の効力が発生することを条件といたします。

以上